



各 位

平成 28 年 5 月 12 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 相川哲郎
コード番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(T e l . 0 3 - 6 8 5 2 - 4 2 0 6)

**資本業務提携に関する基本合意書の締結及び
第三者割当による新株式発行に係る発行登録並びに
主要株主、筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、日産自動車株式会社（以下「日産自動車」といいます。）との間の資本業務提携（以下「本提携」といいます。）の実現に向けて協議・検討を進めていくことに関する基本合意書（Basic Agreement）（以下「本基本合意書」といいます。）の締結及び日産自動車に対する第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。当社は、本第三者割当について、発行登録（以下「本発行登録」といいます。）をしております。

また、本第三者割当により、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。なお、本提携及び本第三者割当の実施につきましては、①本基本合意書に基づき日産自動車と当社との間で提携契約が締結されること、②本提携についての各国の競争当局の許認可、外為の許認可その他の規制当局の許認可を全て得られること、③日産自動車による当社のデュー・ディリジェンス及び特別調査委員会による調査において、重大な悪影響があると合理的に見込まれる事実又は事象が発見されていないこと、④日産自動車並びに三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」といいます。）、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）及び株式会社三菱東京 UFJ 銀行（以下「三菱東京 UFJ 銀行」といいます。）の間で、当社の過半数の株式の保有を継続することや本提携を支持することを内容とする株主間契約が締結されること等が条件となっております。

記

I. 本提携の概要

1. 本提携の目的及び理由

(1) 当社のこれまでの状況

当社は、大型トラックのタイヤ脱落事故を契機とした不祥事の発覚やダイムラークライスラー社の経営支援中止を受け、平成 16 年に経営危機に陥りましたが、その後、三菱重工業、三菱商事及び三菱東京 UFJ 銀行（当時の株式会社東京三菱銀行）を中心とする三菱グループから優先株式の引受けを含む支援を受けて、事業再生に取り組んできました。

事業面では、地域及び商品の展開において選択と集中を進めてきました。具体的には、まず地域展開においては、欧米での生産から撤退する一方、アセアン地域での生産能力を強化してきました。また、商品展開にお

いても、ピックアップ・SUV・クロスオーバーを戦略商品として位置付け、また EV・PHEV 等の次世代技術開発を推進してきました。さらに、コスト低減を進め、安定した経営基盤を確保していき、平成 24 年度には経常利益及び当期利益ともに当時の過去最高益を更新しました。

平成 26 年には約 2,700 億円の公募増資を実施し、三菱グループが保有していた優先株式を全て消却することができました。当社は、その後、平成 26 年度にも経常利益及び当期利益ともに過去最高益を更新しています。なお、優先株式の消却後も、三菱重工業は当社を持分法適用関連会社として維持しており、平成 28 年 3 月末において、三菱重工業、三菱商事及び三菱東京 UFJ 銀行は直接又は間接に当社普通株式の発行済株式総数の 33.97%を保有しています。

一方、当社は、過去の不祥事を受けて、企業倫理遵守を徹底すべく、企業倫理委員会の設置、アクションプログラムの方針・実行などに取り組んできました。

しかし、国土交通省公表に係る平成 25 年 4 月 23 日付「三菱自動車工業(株)に対する立入検査(特別監査)の結果について」のとおり、同省より、①リコール対象車両の特定に係る原因究明及びその方法が不十分かつ不適切であったこと、②十分な妥当性が無い中で市場措置が不要であるとする不適切な社内判断がなされたこと、③市場措置を検討する姿勢が極めて受動的・消極的であったこと並びに④同省に対し、不適切な説明がなされたことにつき、口頭嚴重注意を受けております。

これを受けて、平成 25 年より品質改革推進運動「カスタマーファースト・プログラム」に取り組んでまいりました。しかし、平成 28 年 4 月 20 日付「当社製車両の燃費試験における不正行為について」で公表したように、当社製軽自動車の型式認証取得において、当社が国土交通省へ提出した燃費試験データについて、燃費を実際よりも良く見せるため、不正な操作が行われていたことや、国内法規で定められたものと異なる試験方法がとられていたことが判明しました(以下「本件不正行為」といいます。)。当社は、本件不正行為について客観的かつ徹底的な調査を行うため、同年 4 月 26 日に独立性のある外部有識者のみで構成される特別調査委員会を設置しており、現在、特別調査委員会により、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策が検討されています。また、当社は、同年 5 月 11 日に本件不正行為に関し国土交通省に対して報告書を追加提出しております。

このように、残念ながら、当社は過去の不祥事の後もなお、企業倫理遵守を徹底することができていなかったと言わざるを得ない状況です。また、本件不正行為により、当社のブランド及び信用の著しい低下は避けられないものと考えております。

(2) 当社を取り巻く環境

グローバルにおける自動車産業は、成熟国地域では燃費と排気ガス浄化の両立、高度な IT 技術を要する予防安全技術の高度化、コネクティッド・カーのような付加価値に関わる性能の向上が求められており、今後、さらなる開発競争が予想されます。

具体的には、環境規制は、成熟国市場・新興国市場を問わず規制が強化されることが確定しています。当社においても、環境規制を満たすための内燃機関(ICE)車の研究開発や、電気自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車の商品力強化に向けた研究開発費及び設備投資の増加が見込まれます。

また、高度化した予防安全技術やコネクティッド・カーといった領域では、大規模な自動車部品・電機メーカーから高付加価値な部品を購入するために、これまで以上に長い開発期間と大規模購入が必要となります。そのため、当社の事業規模においてこのような領域における競争力を確保することは、今後、困難となる可能性があります。

当社は、平成 22 年にはプジョー・シトロエン・オートモビルズ・エス・エイとの間でロシアにおける合弁事業を開始し、平成 23 年には日産自動車との日本での軽自動車に関する合弁会社(株式会社 NMRV)を設立するなど、これまで協業を通じた経営リソースの有効活用と収益機会の追求に取り組んできました。しかし、上記のような研究開発の高度化、長期化、開発競争の激化といった大きな経営環境の変化の中で、当社は、大規模企業を中心としたより大きなグループに入り、中長期戦略を共有することにより、商品・技術開発領域の一体運用を行うと共に、開発資源を有効活用し、商品力の強化と高付加価値部品を中心とした部品の購買の効率性強化を図る必要があります。

(3) 本提携の目的

日産自動車は、平成 10 年からルノー社との提携を通じて競争力を強化し、大幅なコスト低減と安定した収

益の確保を実現しています。日産自動車の平成 26 年度連結売上高は約 11 兆円、経常利益は約 6942 億円と、当社の連結売上高及び経常利益の約 5 倍の規模となっています。平成 28 年 2 月 16 日付日本経済新聞記事によれば、ルノー・日産自動車連合の自動車世界販売台数は 852 万台であり、自動車業界において世界 4 位のグループです。

当社は、平成 15 年に小型商用車の OEM 供給を合意して以降、日産自動車に対して、軽自動車及び小型商用車を供給しており、平成 22 年 12 月には日産自動車との間で事業協力関係の拡大について合意しました。それ以降、平成 23 年には、上記のとおり日産自動車との日本での軽自動車に関する合弁会社（株式会社 NMKV）を設立するなど、日産自動車との協力関係を強化してまいりました。このような協力関係をさらに推進すべく、平成 27 年 10 月、当社、日産自動車及び合弁会社（株式会社 NMKV）は、次期型軽自動車の企画・開発で基本合意しましたが、次期車の開発にあたり日産自動車の指摘を受けて、現行車の燃費について同社との合同再試験を実施したところ本件不正行為が発覚しました。資本市場では、本件不正行為によりこれまで良好であった日産自動車との関係が悪化し当社の経営戦略へ悪影響が及ぶ懸念の声も出ています。

このような中、本提携を行うことにより、当社と日産自動車の中長期にわたって建設的な提携関係を構築し、当社がルノー・日産アライアンスの一員となることで、その中長期的な戦略の中で、当社の収益機会の維持や将来的な競争力に対する当社への信用が大幅に改善されるものと考えます。

また、本件不正行為を含む当社の不祥事が、当社開発部門を中心として生じていることから、開発部門を中心に企業風土・意識の改革を行うことが必要であり、日産自動車からの人的・技術的支援を受けることにより、当社の開発部門の改革を進めることができると考えます。

さらに、当社は、上記「(1) 当社のこれまでの状況」及び「(2) 当社を取り巻く環境」のように、①本件不正行為によるブランド及び信用の著しい低下という問題と、②環境変化に伴い、限られた開発資源の効率的な活用、高付加価値部品の導入などの購買の効率性強化という課題を抱えています。当社は、本提携を行うことにより、本第三者割当により日産自動車から資金調達を行うとともに、資本関係を含む強固な提携関係を構築することによって、ルノー・日産アライアンスの一員として当社のブランド及び信用の回復を図り、また、ルノー・日産アライアンスの中で商品・技術開発領域の一体運用を行うことにより、開発資源を有効活用し、商品力の強化と高付加価値部品を中心とした部品の購買の効率性強化を図りたいと考えております。そこで、当社は、本日開催の取締役会において、日産自動車との間で本基本合意書を締結し、日産自動車に対して第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。

なお、三菱重工業、三菱商事及び三菱東京 UFJ 銀行は、平成 26 年に当社が行った公募に際して、平成 29 年 6 月末日までの間、直接又は間接に保有している当社普通株式を譲渡等その他の処分を行わないことを当社との間で確認しており、本提携後もこの点について変更はありません。但し、本第三者割当による希薄化により、三菱重工業は当社を持分法適用関連会社としなくなる予定です。

2. 本提携の内容等

(1) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、日産自動車を割当予定先として当社の普通株式 506,620,577 株（本第三者割当後の日産自動車の総議決権数に対する割合 34.0%、発行済株式総数に対する割合 34.0%）を発行する予定であり、日産自動車は、発行される新株式の全てを引き受けます。また、本第三者割当による新株式の発行により、日産自動車は、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなります。

本第三者割当ての詳細については下記「Ⅱ. 本発行登録について」を、主要株主等の異動については下記「Ⅲ. 主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動」をご参照ください。

(2) 業務提携の内容

当社と日産自動車は、以下の項目について業務提携を推進することを合意しております。なお、業務提携の具体的な方針及び内容等については、今後、両社の間で協議を行う予定です。

- ・両社間の役員交流
- ・技術資源の相互共有

- ・軽自動車開発の継続
- ・ASEAN 地域における協力
- ・内燃機関（ICE）及び電気自動車のパワートレインの共有
- ・製造設備の利用
- ・購買シナジー
- ・販売金融及びアフターセールス

(3) 本基本合意書及び本提携契約の内容

当社は、日産自動車との間で、本日付で本基本合意書を締結しました。本基本合意書において、当社が本第三者割当を行い、日産自動車にこれを全て引き受けることとしていますが、その条件は、当社及び日産自動車と締結する予定の提携契約（Alliance Agreement）（以下「本提携契約」といいます。）に従うものとしています。

当社及び日産自動車は、本基本合意書において、本提携契約について平成 28 年 5 月 25 日までに合意することを目的として、その内容を誠実に協議することとしております。当社及び日産自動車は、本基本合意書において、以下の内容を本提携契約に定めることに合意しております。

- (1) 本第三者割当が、①本提携についての各国の競争当局の許認可、外為の許認可その他の規制当局の許認可を全て得られること、②日産自動車による当社のデュー・ディリジェンス及び特別調査委員会による調査において、重大な悪影響があると合理的に見込まれる事実又は事象が発見されていないこと、③日産自動車並びに三菱重工業、三菱商事及び三菱東京 UFJ 銀行の間で、当社の過半数の株式の保有を継続することや本提携を支持することを内容とする株主間契約が締結されること等を条件とすること。
- (2) 本第三者割当の実行後、当社取締役の数を 11 名とすること、当社取締役会が日産自動車の有する議決権の割合に応じて指名する人数（当初 4 名）を取締役候補者とすること、本第三者割当の実行後 10 日以内に臨時株主総会を招集する取締役会を開催すること、当社取締役会の過半数が同意する場合には、日産自動車が指名した取締役のうち 1 名を当社会長として選定すること。
- (3) 当社及び日産自動車は、本第三者割当が本提携契約の締結後 1 年以内に実施されなければ、本提携契約を解除できること。但し、規制当局の許認可又は待機期間により本第三者割当の実施が遅れた場合は、さらに 6 か月間延長される。

3. 本提携の相手方の概要

下記「Ⅱ 本発行登録について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

4. 本提携の日程

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| (1) 当社及び日産自動車の取締役会の決議日 | 平成 28 年 5 月 12 日 |
| (2) 本基本合意書の締結 | 平成 28 年 5 月 12 日 |
| (3) 本提携契約の締結 | 平成 28 年 5 月 25 日まで（予定） |
| (4) 日産自動車によるデュー・ディリジェンス | 平成 28 年 8 月まで（予定） |
| (5) 本第三者割当に係る払込 | 平成 28 年 10 月頃（予定）（注） 1 |
- （注） 日産自動車は、全ての条件が満たされたのち、10 営業日以内に払込みを実施する予定です。

5. 今後の見通し

当社は、本提携を実現させるため、今後、本基本合意書に基づき、日産自動車との間で協議・検討を進め、平成 28 年 5 月 25 日までに本提携契約を締結する予定です。本提携に関し、今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

Ⅱ. 本発行登録について

1. 本発行登録の概要

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 募集有価証券の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日から 2 年を経過する日まで |

		(平成 28 年 5 月 20 日～平成 30 年 5 月 19 日)
(3) 発行予定額	2,500 億円を上限とする	
(4) 募集方法	第三者割当 (予定)	
(5) 調達資金の使途	戦略商品研究開発強化、研究開発設備最新化及び IT システムの刷新に係る費用に充当 (予定)	
	以下の内容を予定しております。	
	①募集株式の種類及び数	当社普通株式 506,620,577 株
	②募集株式の払込金額	1 株につき 468.52 円
	③払込金額の総額	2,373 億 6,187 万 2,737 円
	④増加する資本金及び資本準備金の額	
		増加する資本金の額 1,186 億 8,093 万
	6,369 円	
		増加する資本準備金の額 1,186 億 8,093 万
(6) 発行条件	6,368 円	
	⑤払込期間	平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで
		(注)

上記各号については、①本基本合意書に基づき本提携契約が締結されること、②金融商品取引法による発行登録の効力が発生しており、かつ、発行登録追補書類が提出されていること、③本提携についての各国の競争当局の許認可、外為の許認可その他の規制当局の許認可を全て得られること等を条件とする。

(注) 本日時点では、上記 (6) ③に規定する全ての許認可を得られる時期を確定することができないため、払込期間を設定する。割当予定先は、払込期間において、本第三者割当のための全ての条件が充たされれば、10 営業日以内に、本第三者割当の払込みを実施する予定である。

2. 本発行登録の目的及び理由

本発行登録は、日産自動車との本提携の実施に向けた新株式発行に関する手続の開始を公表することを目的としております。当社は、本基本合意書を踏まえた本提携契約を締結した後、発行登録追補書類を提出する予定です。

本第三者割当の目的は、「I 本提携の概要 1. 本提携の目的及び理由」に記載のとおりであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

新株式の発行予定額は 2,500 億円を上限としますが、現時点での調達する資金の額は 2,373 億 6,187 万 2,737 円となる見込みです。

また、新株式発行による調達資金は、戦略商品研究開発強化、研究開発設備最新化及び IT システムの刷新に係る費用に充当する予定ですが、その詳細については現時点では未定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本発行登録に基づく当社普通株式の発行により調達する資金の使途の詳細については現時点では未定ですが、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載した現時点における調達資金の使途については、以下のとおり、合理的なものであると判断しております。

すなわち、当社の戦略商品であるフレームベースのピックアップトラック及び SUV の新商品投入は、当社の売上高を増加させるために不可欠な施策です。上記「I 本提携の概要 1. 本提携の目的及び理由」記載の通り、環境規制が強化されていく中、当社においても、環境規制強化に対応するための試験研究設備の次世代化が必要となります。また、グローバル IT システムを刷新し、当社の情報インフラを改善することは、より効率的な経営に資することとなります。これらの施策を通じて、当社の企業価値を向上させることが可能であると判断しており、これにより既存株主の利益の向上も見込まれます。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当に係る払込金額に関しては、当社が本件不正行為について報道がなされ、当社が公表をした

平成 28 年 4 月 20 日（以下「本件公表日」といいます。）の翌取引日（平成 28 年 4 月 21 日）から平成 28 年 5 月 11 日までの当社株式の出来高加重平均価格（VWAP）の平均である 468.52 円といたしました。

当社が本件不正行為について報道がなされ、当社が公表をした平成 28 年 4 月 20 日（以下「本件公表日」といいます。）の直前取引日（平成 28 年 4 月 19 日）の当社株式の終値は 864 円でしたが、本件公表日の翌取引日（平成 28 年 4 月 21 日）以降は、当社株価は 412 円から 583 円の間を推移しており、同日以降、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前取引日（平成 28 年 5 月 11 日。以下「本直前取引日」といいます。）までの当社株式の終値平均（479.3 円）は、本件公表日の前取引日より前 1 ヶ月間の当社株式の終値平均（825.3 円）と比較して 41.9%（346.0 円）低い状況にあります。

本件公表日以降の当社株価の大幅な下落は、本件不正行為の影響によるものであると考えられ、本件不正行為による当社のブランド及び信頼の低下に鑑みれば、本件公表日の後に本件不正行為について株価に反映されたと考えられる本件公表日の翌取引日（平成 28 年 4 月 21 日）以降の株価を基準とすることが、当社株価の算定根拠として客観性が高いものと考えております。また、本件公表日以降、当社株価は不安定な値動きをしているため、直前取引日の終値のみで払込金額を決定することは適切ではなく、一定期間の株価を算定基準とすることが必要であると考えております。

これらを踏まえて日産自動車との協議及び交渉を経た結果、本第三者割当に係る払込金額を、本件公表日の翌取引日（平成 28 年 4 月 21 日）から平成 28 年 5 月 11 日までの当社株式の出来高加重平均価格（VWAP）の平均とすることが合理的であると判断いたしました。

なお、本第三者割当に係る払込金額（468.52 円）は、本件公表日の翌取引日から本直前取引日までの期間の終値の単純平均値（479.3 円）に対し 2.2%のディスカウント、本直前取引日から 1 ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（611.9 円）に対し 23.4%のディスカウント、本直前取引日から 3 ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（759.8 円）に対し 38.3%のディスカウント、本直前取引日から 6 ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（885.7 円）に対し 47.1%のディスカウントを行った金額となっております。

また、本第三者割当に係る払込金額である 468.52 円は、本直前取引日から 1 ヶ月遡った期間、3 ヶ月遡った期間及び 6 ヶ月遡った期間からのディスカウント率は 10%を超えるものの、本件公表日の翌取引日（平成 28 年 4 月 21 日）から平成 28 年 5 月 11 日までの当社株式の出来高加重平均価格（VWAP）の平均であって、上記のとおり、当該期間の株価を基準とすることは算定根拠として客観性が高いものと考えられ、本直前取引日の終値に対しては 5.3%のディスカウントでもあることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な払込金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役 5 名全員（うち社外監査役 3 名）は、本件不正行為について株価に反映されたと考えられる本件公表日の翌取引日（平成 28 年 4 月 21 日）以降の株価を基準としていること、本直前取引日の終値に対しては 5.3%のディスカウントであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものと認められることから、割当予定先にとって特に有利な払込金額に該当せず、適法である旨の意見を述べております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当において発行される予定の株式数は 506,620,577 株であります。これにより平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 983,661,919 株（総議決権数 9,833,731 個）に対して、51.5%（議決権比率 51.5%）の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本提携を通じて、日産自動車から資金調達を行うとともに、資本関係を含む強固な提携関係を構築することによって、当社の企業価値を向上させることが可能であると判断しており、これにより既存株主の利益の向上も見込まれると判断しております。従って、本第三者割当における株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

(平成 27 年 9 月 30 日現在)

(1) 名 称	日産自動車株式会社		
(2) 所 在 地	神奈川県横浜市神奈川区宝町 2 番地		
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 カルロス ゴーン		
(4) 事 業 内 容	自動車等の開発・製造・販売		
(5) 資 本 金	605,814 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 8 年 12 月 26 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	4,520,715,112 株		
(8) 決 算 期	3 月末		
(9) 従 業 員 数	149,388 名 (連結)		
(10) 主 要 取 引 先	-		
(11) 主 要 取 引 銀 行	-		
(12) 大株主及び持株比率	ルノー エスエイ (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	43.40%	
	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウント ナンバー ワン (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) (注) 1	3.20%	
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.89%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.73%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2.32%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	1.45%	
	日本生命保険相互会社	1.20%	
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.19%	
	ジェーピー モルガン チェース バンク 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.04%	
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌブイ 10 (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	1.03%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社は、当該会社に対して、軽自動車を販売しております。また、当社は、当該会社より、完成車 (デリカバン、ディグニティ、ブラウディア及びランサーカーゴ) の供給を受けております。 当社は、当該会社との間で、それぞれが 50% を出資して設立した日本市場向けの軽自動車の商品企画・開発等を行う株式会社 NMVK における合弁事業に関する契約を締結しております。また、当該会社及びスズキ株式会社との間で、ジャトコ株式会社に関する株主間の権利義務等を定めた契約を締結しております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
連 結 純 資 産	4,036,030 百万円	4,671,528 百万円	5,247,262 百万円
連 結 総 資 産	12,442,337 百万円	14,703,403 百万円	17,045,659 百万円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	890.38 円	1,035.06 円	1,152.83 円
連 結 売 上 高	8,737,320 百万円	10,482,520 百万円	11,375,207 百万円
連 結 営 業 利 益	438,823 百万円	498,365 百万円	589,561 百万円

連結経常利益	504,421百万円	527,189百万円	694,232百万円
連結当期純利益	341,117百万円	389,034百万円	457,574百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	81.39円	92.82円	109.15円
1株当たり配当金(円)	25円	30円	33円

(注) 1株主名簿上は、ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウ
ンター ナンバー ワン名義となっていますが、このうち140,142千株をダイムラーAGの完全子会社であるダイ
ムスペインS.L.が実質的に所有しています。

※ 割当予定先である日産自動車は、株式会社東京証券取引所に上場しております。また、当社は、日産自
動車が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「IV 内部統制シ
ステム等に関する事項」に記載されている「反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨
むものとし、当社の役員・従業員は、万一反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速や
かに上司並びに専門の委員会に報告し、その指示に従う。」との内容を確認し、日産自動車及びその役
員が反社会的勢力とは一切関係が無いと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が割当予定先として日産自動車を選定した理由は、「I 本提携の概要 1. 本提携の目的及び理由」に
記載のとおりであります。

なお、日産自動車との本提携の主な内容につきましては、「I 本提携の概要 2. 本提携の内容等 (2)
業務提携の内容」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

日産自動車は、本基本合意書において、本第三者割当の実行日から3年間を経過するまでの間、当社株式
を第三者(同社グループ会社を除く。)に対し譲渡しない旨を本提携契約に定めることを合意しております。

なお、当社は、日産自動車から、割当を受ける日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場
合は、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに
当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該
報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

日産自動車が平成27年5月13日付で公表した平成27年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)に係る連結財
務諸表に記載の連結売上高、連結総資産額、連結純資産額及び現預金の額等の状況を確認した結果、日産自動
車が本第三者割当の払込みについて十分な資力を有していることを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成28年3月31日現在)		募 集 後	
三菱重工業株式会社	12.64%	日産自動車株式会社	34.00%
三菱商事株式会社	10.07%	三菱重工業株式会社	8.34%
MH I オートモーティブ・キャピタル 合同会社MMC株式運用匿名組合1	3.93%	三菱商事株式会社	6.65%
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.92%	MH I オートモーティブ・キャピタル合 同会社MMC株式運用匿名組合1	2.59%
MH I オートモーティブ・キャピタル 合同会社MMC株式運用匿名組合2	3.45%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.58%
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	2.81%	MH I 983,439,943 オートモーティブ・ キャピタ1,490,060,520ル合同会社MM C株式運用匿名組合2	2.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	2.11%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	1.85%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2 (常任代理人:	1.81%	日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	1.39%

株式会社みずほ銀行決済営業部)			
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人：株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.29%	JPMORGANCHASE BANK 385632 (常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.19%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1.10%	THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人：株式会社三菱東京UFJ銀行)	0.85%

(注) 平成 28 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準とし、持株比率は発行済株式総数に対する比率を記載しております。

8. 今後の見通し

本提携及び本第三者割当による平成 29 年 3 月期の業績への影響については、現在精査中であり、今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が 25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条等に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。そこで、当社は、独立役員である社外取締役の坂本春生及び新浪剛史並びに独立役員である社外監査役の岩波利光及び竹岡八重子から、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、これに関する事項（新株発行の目的及び理由、資金調達額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通しなど）について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、当社の独立役員 4 名から、4 名連名の書面により、「当職らは、以下に掲げる理由により、本第三者割当は、企業価値の向上に資するものであり、必要性及び相当性が認められるものとする」との意見を得ております。

- ① 貴社は、4 月 20 日に公表した不正行為により、ブランド及び信用が著しく低下している。過去におけるリコール隠し問題の影響も相俟って、貴社が単独で今後日本市場においてブランド及び信用を再構築することには相当な困難が予想され、日産自動車との間で本提携を行うことは、貴社のこのような状況について改善を図るために必要である。特に、上記不正行為が貴社開発部門を中心として生じていることから、開発部門について知見を有する日産自動車の人的・技術的支援を受けることが、企業風土・意識の抜本的な改革を行うために必要と考えられる。これらブランド・信用の改善ならびに企業風土・意識の抜本的な改革は、緊急かつ最優先に取り組むべき課題であることに鑑み、現段階で本提携を行う必要があると思料される。
- ② グローバルにおける自動車産業における研究開発の高度化、長期化、開発競争の激化といった大きな経営環境の変化の中で、貴社は、大規模企業を中心としたより大きなグループに入り、商品力の強化と高付加価値部品を中心とした部品の購買の効率性強化を図るといった、事業面におけるより強い提携を行うことによる企業価値の向上を図る必要がある。
- ③ 調達資金の用途の詳細については現時点では未定であるものの、貴社の戦略商品であるフレームベースのピックアップトラック及び SUV の新商品投入、環境規制強化に対応するための試験研究設備の次世代化、グローバル IT システムの刷新及び情報インフラの改善を通じて、貴社の企業価値を向上させることが可能であると考えられる。上記②に記載のように開発競争が激化する中、このような設備投資を行う必要性が認められ、その調達資金の用途は合理的なものである。
- ④ 本第三者割当に係る払込金額は、不正行為について報道がなされ、貴社が公表した平成 28 年 4 月 20 日（以下「本件公表日」といいます。）の翌取引日（平成 28 年 4 月 21 日）から平成 28 年 5 月 11 日までの貴社株式の出来高加重平均価格（VWAP）の平均である 468.52 円とされている。不正行為により貴社のブランド及び信用に著しい低下がみられることは周知の事実であり、不正行為後の株価は貴社におけるこのようなブランド及び信用の低下を反映した適正な株価であって、これを貴社株

価の算定根拠とすることは妥当である。また、当該株価は平成 28 年 5 月 11 日の終値に対して 5.3% のディスカウントであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものと認められる。よって、本第三者割当の株価は相当である。

- ⑤ 本第三者割当において発行される予定の株式数は 506,620,577 株（希薄化率は 51.5%）であり、これにより日産自動車は貴社議決権の 34.0%を取得することとなる。もっとも、上記①のような日産自動車の人的・技術的支援を受け、上記②のように強い提携を行うためには、日産自動車が一定の議決権を有することが必要となる。また、上記③の調達資金の用途との関係において今回調達が予定されている金額（2,373 億 6,187 万 2,737 円）は今後貴社において必要となる設備投資の規模に比して相当である。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期 (注)
連結売上高	2,093,409 百万円	2,180,728 百万円	2,267,849 百万円
連結営業利益	123,434 百万円	135,913 百万円	138,377 百万円
連結経常利益	129,472 百万円	151,616 百万円	141,027 百万円
連結当期純利益	104,664 百万円	118,170 百万円	89,094 百万円
1 株当たり連結当期純利益	156.60 円	120.16 円	90.59 円
1 株当たり配当金	25.00 円	16.00 円	16.00 円
1 株当たり連結純資産	549.63 円	669.74 円	699.25 円

(注) 当社が平成 28 年 4 月 27 日付で公表した平成 28 年 3 月期決算短信〔日本基準〕（連結）によるものであり、監査を受けたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	983,661,919 株	100%
潜在株式数	— 株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
始値	980 円	1,088 円	1,073 円
高値	2,260 円	1,353 円	1,168 円
安値	910 円	1,001 円	773 円
終値	1,080 円	1,085 円	843 円

(注) 当社は、平成 25 年 8 月 1 日付で、普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式併合を行っております。当該株式併合の実施の前後で株価を連続的にとらえるために、平成 26 年 3 月期の株価については、併合後の値に調整したものを表示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成 27 年 12 月	平成 28 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月 (注)
始値	1,090 円	1,033 円	986 円	798 円	836 円	459 円
高値	1,132 円	1,043 円	987 円	874 円	880 円	498 円
安値	1,006 円	882 円	773 円	785 円	412 円	453 円
終値	1,030 円	962 円	804 円	843 円	449 円	495 円

(注) 平成 28 年 5 月の株価につきましては、同月 11 日までの状況であります。

③ 発行決議日前取引日株価

		平成28年5月11日
始 値		480 円
高 値		498 円
安 値		477 円
終 値		495 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①公募増資

発行期日	平成26年1月29日
調達した資金の額	232,254,000,000円 (差引手取概算額)
募集時における発行済株式数 (平成25年12月31日現在)	普通株式 622,893,974株 第1回A種優先株式 42,200株 第1回G種優先株式 130,000株 第2回G種優先株式 168,393株 第3回G種優先株式 10,200株 第4回G種優先株式 30,000株 合計 623,274,767株
募集による発行株式数	普通株式 217,750,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式 840,643,974株 第1回A種優先株式 42,200株 第1回G種優先株式 130,000株 第2回G種優先株式 168,393株 第3回G種優先株式 10,200株 第4回G種優先株式 30,000株 合計 841,024,767株
発行時における当初の資金使途	下記②の第三者割当増資による調達資金とあわせ、(i)当社優先株式を取得するための資金及び(ii)当社の設備投資資金の一部
発行時における支出予定時期	(i)平成26年3月末まで (ii)平成28年3月末日まで
現時点における充当状況	支出予定どおりに充当済み

②オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資

発行期日	平成26年2月25日
調達した資金の額	21,813,064,000円 (差引手取概算額)
募集時における発行済株式数 (平成26年1月31日現在)	普通株式 840,643,974株 第1回A種優先株式 42,200株 第1回G種優先株式 130,000株 第2回G種優先株式 168,393株 第3回G種優先株式 10,200株 第4回G種優先株式 30,000株 合計 841,024,767株
募集による発行株式数	普通株式 20,419,700株
募集後における発行済株式総数	普通株式 861,063,674株 第1回A種優先株式 42,200株 第1回G種優先株式 130,000株 第2回G種優先株式 168,393株 第3回G種優先株式 10,200株 第4回G種優先株式 30,000株 合計 861,444,467株
割当先	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
発行時における当初の資金使途	上記①の公募増資による調達資金とあわせ、(i)当社優先株式を取得するための資金及び(ii)当社の設備投資資金の一部
発行時における支出予定時期	(i)平成26年3月末まで (ii)平成28年3月末日まで

現時点における充当状況	支出予定どおりに充当済み
-------------	--------------

Ⅲ. 主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当により、日産自動車は、当社の議決権の 34.0%を保有することになるため、日産自動車は、新たに当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することが見込まれます。

また、本第三者割当により、現在の当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社である三菱重工業株式会社は、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社のいずれにも該当しないこととなり、現在の当社の主要株主である三菱商事株式会社は主要株主に該当しないこととなる見込みです。となります。

2. 異動する株主の概要

(1) 日産自動車の概要

上記「Ⅱ 本発行登録について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 三菱重工業株式会社の概要 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

(1) 名 称	三菱重工業株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区港南二丁目 16 番 5 号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 宮永 俊一
(4) 事 業 内 容	船舶、発電プラント、環境装置、産業用機械、航空・宇宙機器、エアコンなどの製造・販売・エンジニアリング
(5) 資 本 金	265,608,781 千円

(3) 三菱商事株式会社の概要 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

(1) 名 称	三菱商事株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長 小林 健
(4) 事 業 内 容	総合商社
(5) 資 本 金	204,446,667,326 円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数 (所有株式数) 及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 日産自動車

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位	属性
異動前 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	—	—	—	—
異動後	5,066,205 個 (506,620,577 株)	34.00%	第 1 位	主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社

(2) 三菱重工業株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位	属性
異動前 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	1,242,938 個 (124,293,855 株)	12.64%	第 1 位	主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社
異動後	1,242,938 個 (124,293,855 株)	8.34%	第 2 位	—

(3) 三菱商事株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位	属性
異動前 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	990,442 個 (99,044,251 株)	10.07%	第 2 位	主要株主
異動後	990,442 個 (99,044,251 株)	6.65%	第 3 位	—

- (注) 1 平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数は 983,661,919 株、総議決権数は 9,833,731 個であります。
2 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
3 異動後の大株主の順位につきましては、平成 28 年 3 月末日現在の株主名簿を基に、平成 28 年 5 月 24 日までに当社が確認した大量保有報告書に基づいて作成しております。

4. 今後の見通し

上記の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動による当社業績への影響はありません。

以 上

発行要項

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 506,620,577 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1 株につき 468.52 円 |
| (3) 払込金額の総額 | 2,373 億 6,187 万 2,737 円 |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額 1,186 億 8,093 万 6,369 円 |
| | 増加する資本準備金の額 1,186 億 8,093 万 6,368 円 |
| (5) 募集又は割当の方法並びに割当予定先及び割当株式数 | 第三者割当の方法により、その全てを日産自動車株式会社に割り当てる。 |
| (6) 払込期間 | 平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで (注) |
| (7) 上記各号については、①本基本合意書に基づき本提携契約が締結されること、②金融商品取引法による発行登録の効力が発生しており、かつ、発行登録追補書類が提出されていること、③本提携についての各国の競争当局の許認可、外為の許認可その他の規制当局の許認可を全て得られることを条件とする。
(注) 本日時点では、上記 (7) ③に規定する全ての許認可を得られる時期を確定することができないため、払込期間を設定する。割当予定先は、払込期間において、本第三者割当のための全ての条件が充たされれば、10 営業日以内に、本第三者割当の払込みを実施する予定である。 | |